

(2) 防火対象物点検特例認定検査チェックリスト

特例認定検査チェックリスト				
検査項目	判定基準	根拠条文	該当	適否
管理開始日	申請者が、申請のあった法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物（以下「申請防火対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること	法第8条の2の3第1項第1号	/	
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）を受けていないこと	法第8条の2の3第1項第2号イ	/	
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと		/	
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと	法第8条の2の3第1項第2号ロ	/	
取消し事由の有無	法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと		/	
法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること	法第8条の2の3第1項第2号ハ	/	
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと		/	
法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること	法第8条の2の3第1項第2号ニ	/	
防火管理者選任（解任）届出の有無	規則第3条の2第1項の届出がされていること	法第8条の2の3第1項第3号	/	
消防計画作成（変更）届出の有無	規則第3条第1項の届出がされていること		/	

自衛消防組織設置（変更）届出の有無	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること	有・無	
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること	有・無	
管理権原を有する範囲	管理について権原が分かれている場合は、規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること	有・無	
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防火対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、規則第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること	無	
消防計画の実施	規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること		
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること	有・無	
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること	有・無	
訓練の実施回数	消火及び避難の訓練を年2回以上実施していること		
訓練の事前通報の有無	消火及び避難の訓練の実施に当たり消防機関に通報していること		
統括防火管理者選任（解任）届出の有無	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、規則第4条の2第1項の届出がされていること	有・無	
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及		

		び防火戸について、適切に管理されていること		
防炎対象物品に対する表示		防炎対象物品に、防炎性能を有している旨の表示が付されていること	有・無	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出		火災の予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（法第9条の3第1項ただし書に規定する場合を除く。）がされていること	有・無	
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持		消防用設備等又は特殊消防用設備等が、法第17条第1項及び第3項、第17条の2の5並びに第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること 消防用設備等の設置に当たり、令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること	有・無	
設置届出書の有無		法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること	有・無	
法第17条の3の3による点検及び報告の実施		平成16年5月31日付消防庁告示第9号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること 消防用設備等にあっては、規則第31条の6第3項第1号に規定する期間ごと、特殊消防用設備等にあっては、規則第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること	有・無	
法又は法に基づく命令に規定する事項に 関し市町村長 が定める事項	火を使用する 設備の位置、構 造及び管理等	火を使用する設備等が条例第3条から第5条まで及び第7条から第18条までの規定に従って設置され、及び管理されていること 現に条例18条の2の規定が適用されている火を使用する設備等にあっては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で設置され、及び管理されていること 火を使用する器具等が条例第19条から第23条までの規定に従って取り扱われていること 現に条例第23条の2の規定が適用されている火を使用する器具等にあっては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で取り扱われていること 条例第24条及び第27条から第29条までの規定を遵守していること	有・無	
	指定数量未満	指定数量未満の危険物、指定可燃物等及び少量動	有・無	

	の危険物又は 指定可燃物等 の貯蔵及び取 扱い	植物油類が条例第31条から第36条の2までの規定に 従って貯蔵され、及び取り扱われていること 現に条例第36条の3の規定が適用されている指定 数量未満の危険物及び指定可燃物等にあっては、引 き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で 貯蔵され、及び取り扱われていること		無	
	付加基準によ る消防用設備 等の設置及び 維持	消防用設備等が条例第38条第1項、第39条第1項、 第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第44 条第1項、第45条第1項及び第2項、第46条第1項 並びに第46条の2第1項の規定に従って設置されて いること 現に条例第47条の規定が適用されている消防用設 備等にあっては、引き続き、消防長が同条の規定の 適用を認めた状況で設置されていること		有・ 無	
		現に法第17条の2の5第1項の規定が適用されて いる消防用設備等にあっては、同項後段の規定によ り適用される当該消防用設備等の技術上の基準に関 する従前の規定に従って設置されていること		有・ 無	
		現に法第17条の3第1項の規定が適用されている 消防用設備等にあっては、同項後段の規定により適 用される法第17条第1項の防火対象物の用途が変更 される前の当該防火対象物における消防用設備等の 技術上の基準に関する規定に従って設置されている こと		有・ 無	